

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第7回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認 確認終了)</p> <p>本日の出席確認 11番 松原委員、12番 上原委員、14番 佐藤委員が欠席で、本日の出席委員は12名となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 笹野委員、8番 吉本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第33号 申請番号25番から36番の説明が事務局よりありました。今回申請件数は12件で内7件が空き家バンクにかかるものとなっていますが、ご質疑・ご意見はございませんか。</p>
吉本委員	<p>申請番号36番の受人の経営規模が書かれていません。また、25番の受人で94歳と高齢ですが自作が可能なのでしょうか。</p> <p>空き家バンクに付随した農地については、そのまま売買が可能になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>空き家バンクに付随した農地については、100㎡以上の農地であれば、売買できるとなっており、通常の下限面積50アール</p>

	<p>のいう制限等はありません。25番につきましては、受人はかなり前から渡人から当該土地の管理を任されており耕作しているということを知っています。</p>
徳丸委員	<p>空き家バンクに付随した土地は、既に誰かが管理している土地なのでしょうか。</p>
事務局	<p>全てが管理されている土地ではなく、空き家バンクに付随した土地の所有者は県外の人が多く、そのため耕作されていない遊休農地のケースもあります。</p>
一丸委員	<p>前回の農業委員会でもこういう疑義がありましたが、今回も経営できるかどうかの調査はしているのですか。</p>
事務局	<p>聞き取りで耕作できるかの確認は行っております。</p>
吉本委員	<p>申請番号7番についてですが、4000㎡で労力総数4人となっていますが、経営面積がありません。こういう事案を認めることが果たして良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>この事案においては、渡人が2年間は受人と耕作すると聞いております。</p>
議長	<p>この空き家バンクの制度においては、受人が必ずしも今までと同様にその土地を耕作すると限らないし、売買した後、その土地を誰かに転用売買する可能性もあるということから、こういう疑義が生じていることと認識しております。</p>
中島委員	<p>空き家バンクに登録されている家・土地を買う人に、購入後の農地の耕作、管理について聞き取り、書面に残すのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請時に3年は耕作するという確約書を提出してもらいます。</p>
吉本委員	<p>約束を破ったらどうするのでしょうか？</p>
事務局	<p>売買許可が取り消される場合があります。</p>
中島委員	<p>買受人の中で、家族が実際に耕作するということもあるのです</p>

事務局	か。
議長	<p>はい、あります。申請書の受人欄の稼働数には1人しか記載されてなくても、実際、耕作しているのはその家族という場合があります。</p> <p>次回の総会で空き家バンク制度について詳しい説明を事務局にしてもらいます。</p> <p>他に意見・質疑はありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第33号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第33号については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第34号 申請番号7番・8番の説明が事務局よりありましたが、ご質疑・ご意見はございませんか。
藤原委員	農地の種別について説明願います。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>他に意見・質疑はありませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第34号について承認される方の挙手を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>次に、議案第35号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第35号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第35号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第35号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第36号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第36号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第36号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第36号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p>
----------------------	---

事務局	<p>次に、議案第 37 号 令和 3 年度農地利用状況調査による非農地の決定についての説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 37 号 令和 3 年度農地利用状況調査による非農地の決定についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p>
	<p>それでは、議案第 37 号 令和 3 年度農地利用状況調査による非農地の決定について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議案第 37 号 令和 3 年度農地利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 38 号 空き家に付随した農地の指定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 38 号 空き家に付随した農地の指定について事務局から説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
事務局	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第 38 号 空き家に付随した農地の指定について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 38 号 空き家に付随した農地の指定については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 39 号 農地の買受適格証明についての説明をお</p>

事務局	<p>願います。 （資料に沿って説明）</p>
議長	<p>議案第39号 農地の買受適格証明について事務局から説明 がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
徳丸委員	<p>図面の赤い斜線部分は既に申請者の所有で、残りの部分を駐車場 として整備するということですか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
議長	<p>他に意見・質疑はありませんか。</p> <p>（意見・質疑なし）</p> <p>それでは、議案第39号 農地の買受適格証明について承認さ れる方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>議案第39号 農地の買受適格証明については、全会一致で承 認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第40号 農地利用最適化活動の目標設定につい ての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料に沿って説明）</p>
議長	<p>議案第40号 農地利用最適化活動の目標設定について事務 局から説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>（意見・質疑なし）</p> <p>それでは、議案第40号 農地利用最適化活動の目標設定につ いて承認される方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>

	<p>議案第40号 農地利用最適化活動の目標設定については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に報告事項をお願いします。</p> <p>事務局 (女性農業員による農業委員会活動のPR活動、和解の仲介の進捗状況について説明)</p> <p>議長 次に協議事項をお願いします。</p> <p>(協議事項なし)</p> <p>次にその他をお願いします。</p> <p>事務局 (農業委員会委員の綱紀粛正について説明)</p> <p>その他は、以上になります。</p> <p>議長 他にないようですので、以上をもちまして第7回総会を終了いたします。</p> <p>議長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>
--	--